

指定地域密着型サービス事業者等の指定廃止について（報告）

介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づき、次のとおり第一号訪問介護事業者の指定廃止をしたので報告します。

法人名	亀井工業ホールディングス株式会社
事業所名	訪問介護しおさい
住所	茅ヶ崎市幸町5-8
サービス名	国基準訪問型サービス、訪問型サービスA
廃止理由	人員不足によりサービス提供が出来ない為
廃止年月日	令和元年7月1日

法人名	医療法人社団 康心会
事業所名	湘南東部訪問介護事業所
住所	茅ヶ崎市西久保500
サービス名	訪問型サービスA
廃止理由	訪問型サービスAの利用者が現在おらず、今後も利用が見込まれないため。
廃止年月日	令和元年7月1日